

令和5年度鹿嶋市国際交流事業補助金交付要綱

令和5年 鹿嶋市告示第140号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市及び市民の国際交流活動促進のため、令和5年度鹿嶋市国際交流事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、鹿嶋市国際交流協会又は鹿嶋市国際交流協会に加入している団体で、市内で1年以上の国際交流活動の実績があるものとする。

2 規則第4条第1項の市税等は、市税及び国民健康保険税とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業種目、事業区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第7条の申請書は、様式第1号とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業計画書（様式第1号その1）

(2) 収支予算書（様式第1号その2）

(3) 補助事業経費内訳書（様式第1号その3）

(4) 補助事業資金計画書（様式第1号その4）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第7条の所定の期日は、令和5年6月30日とする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第9条第1項の交付決定通知書は、様式第2号とする。

2 規則第9条第3項の補助金等交付申請却下通知書は、様式第2号その1とする。

(申請の取下げ期日)

第6条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助事業の計画変更等)

第7条 規則第12条第1項の補助事業計画変更申請書は、様式第3号とする。

2 市長は、規則第12条第1項の承認をしたときは、補助事業等計画変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 規則第12条第2項の補助事業中止（廃止）届出書は、様式第5号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長へ報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査報告等への協力）

第9条 補助事業者は、市長が補助事業に関して報告を求めたとき、又は帳簿書類その他物件の調査をするときは、積極的に協力しなければならない。

（概算払等）

第10条 規則第20条第1項ただし書の概算払の額は、補助金の交付を決定した額の全額とする。

2 前項の概算払を受けようとする者は、概算払申請書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第21条第2項の規定により、当該額の返還を補助金返還通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに市長へ返還しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第16条第1項の実績報告書は、様式第9号とする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）事業の概要及び成果書（様式第9号その1）

（2）収支決算書（様式第9号その2）

（3）補助事業決算内訳書（様式第9号その3）

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。

4 概算払を受けた補助事業者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（様式第10号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 市長は、補助金の額が確定したときは、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金交付決定取消通知書）

第13条 規則第19条第2項の規定による通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により行うものとする。

（補助金交付請求書）

第14条 規則第20条第2項の請求書は、補助金交付請求書（様式第13号）とする。

（実績内容等の公開）

第15条 市長は、補助事業の実績内容等を年度終了後2か月を経過した日から公開することができるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

別表（第3条関係）

事業種目	事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
国際交流事業	1 国際交流協会事業	鹿嶋市国際交流協会が行う事業に要する経費 (1)報償費 (2)需用費 ア 消耗品費 イ 燃料費 ウ 食糧費 エ 印刷製本費 オ 賄材料費 (3)役務費 (4)委託料 (5)使用料及び賃借料 (6)原材料費	1 補助率 補助対象経費の10分の7以内 2 補助限度額 55万円
	2 国際交流団体育成事業	市内で活動する国際交流団体が個別に行う事業に要する経費	1 補助率 総事業費の2分の1以内 2 補助限度額 1団体当たり6万円

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。